

【5階病棟】

回復期リハビリテーション病棟入院料1
(13:1)

1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）
と6人以上の看護補助者が勤務しています。

【6階病棟】

障害者施設等入院基本料（10:1）

1日に18人以上の看護職員（看護師及び准看護師）
が勤務しています。

【7階・8階・9階病棟】

療養病棟入院料1（20:1）

1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）
と9人以上の看護補助者が勤務しています。

*看護要員の時間帯毎の配置数については各病棟に掲示しております。